

# ヒブワクチン(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)について

～ 予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください。～

## 1. 病気の説明

体の中で最も大切な部分ともいえる脳や脊髄を包んでいる膜を髄膜といい、この髄膜に細菌やウイルスが感染して炎症が起こる病気が髄膜炎です。髄膜炎には、細菌が原因の「細菌性髄膜炎」と細菌以外(ウイルスなど)が原因の「無菌性髄膜炎」がありますが、治療後の経過が悪く後遺症が残るなどのため特に問題となるのが「細菌性髄膜炎」です。細菌性髄膜炎の初期症状は、発熱や嘔吐、不機嫌、けいれんなどで、風邪などの他の病気の症状と似ているため、早期に診断することはとても難しい病気です。

乳幼児の細菌性髄膜炎をのうち、原因の半分以上を占めているのが「ヘモフィルスインフルエンザ菌b型」という細菌で、略して「Hib(ヒブ)」と呼ばれています。Hibはヒト-ヒト感染をする細菌であり、感染経路は、保菌者からの気道分泌物の吸引による飛沫感染または直接接触による感染です。

Hibは冬に流行するインフルエンザ(流行性感冒)の原因である「インフルエンザウイルス」とは全く別のものです。また、他の多くの細菌やウイルスとは異なり、Hibは乳幼児に感染しても抗体(免疫)の十分な上昇が期待できず、繰り返し感染することがあります。

Hibによる細菌性髄膜炎は、5歳未満の乳幼児がかかりやすく、特に生後3か月から2歳になるまではかかりやすいので注意が必要です。日本での発症頻度は、5歳未満小児人口10万人あたり年間約400例が報告されています。また、髄膜炎のほかにも菌血症、敗血症、急性喉頭蓋炎、骨髄炎などの感染症の起因となることが多いとされています。

## 2. ワクチンの概要

ワクチンは、2か月齢以上になれば受けられます。標準的接種スケジュールは、初回免疫として生後2か月から7か月になるまでに接種を開始し、4～8週間間隔で3回、追加免疫として3回目の接種から7～13か月後に1回の計4回接種します。

なお、標準的スケジュール以外では、生後7か月～1歳未満で接種を始めた場合で、初回2回を4～8週間間隔で接種し、7～13か月後に追加接種を1回します。1歳～5歳未満で開始した場合は1回接種をします。

なお、医師が必要と認めた場合には、三種混合などの他のワクチンと同時に受けることができます。同時接種を希望する場合は、かかりつけ医に御相談ください。

ヒブワクチンは、4回の接種を受けた人のほぼ100%に抗体(免疫)ができ、Hib感染症に対する高い予防効果が認められています。

## 3. ワクチンの副反応

ヒブワクチンの接種後に、他のワクチン接種でもみられるのと同様の副反応がみられることがありますが、通常は一時的なもので、数日で消失します。ワクチンの添付文書によると、国内臨床試験における接種時の副反応としては、接種部位の発赤(44.2%)、腫脹(18.7%)、硬結(17.8%)、疼痛(5.6%)が主なものとして挙げられています。また、全身症状として発熱(2.5%)、不機嫌(14.7%)、食欲不振(8.7%)、嘔吐(5.6%)が報告されています。

重い副反応として、非常にまれですが、海外で次のような副反応が報告されています。

(1)ショック・アナフィラキシー様症状(じんましん・呼吸困難など)、(2)けいれん(熱性けいれん含む)、(3)血小板減少性紫斑病。

このワクチンは、製造の初期段階に、ウシの成分(フランス産ウシの肝臓および肺由来成分、ヨーロッパ産ウシの乳由来成分、米国産ウシの血液および心臓由来成分)が使用されていますが、その後の精製工程を経て、製品化されています。また、このワクチンはすでに世界100カ国以上で使用されており、発売開始からの14年間に約1億5000万回接種されていますが、このワクチンの接種が原因でTSE(伝達性海綿状脳症)にかかったという報告は1例もありません。したがって、理論上のリスクは否定できないものの、このワクチンを接種された人がTSEにかかる危険性はほとんどないものと考えられます。

#### 4. 予防接種を受けに行く前に(一般的注意)

予防接種は体調のよい時に接種を受けるのが原則です。日頃から保護者の皆さんはお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。そして何か気にかかることがあれば、あらかじめかかりつけの医師や保健センターにご相談ください。安全に予防接種を受けられるよう、保護者の皆さんは、以下を注意の上、当日に予防接種をうけるかどうかご判断ください。

- ① 当日は朝からお子さんの状態をよく観察し、ふだんとかわったところのないことを確認してください。予防接種に連れていく予定をしても、体調が悪いと思ったら、かかりつけの医師に相談の上、接種をするかどうか判断しましょう。
- ② 受ける予定の予防接種について、通知やパンフレットをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
- ③ 母子健康手帳は必ず持っていきましょう。
- ④ 予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもって記入するようにしましょう。
- ⑤ 接種を受けるお子さんの日ごろの健康状態をよく知っている保護者の方が連れていきましょう。

なお、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

#### 5. 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます。)をしているお子さん
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。急性で重症な病気で薬をのむ必要のあるような人は、その後の病気の变化もわかりませんので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分または破傷風トキソイドで、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな方。「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

#### 6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けたあと30分間程度は、医療機関(施設)でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡とれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ② 接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ④ 当日はげしい運動はさけましょう
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

#### 7. 予防接種による健康被害救済制度について

○ 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要な場合、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

○ 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

○ 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等がこととなります。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。